

【感染症情報】フィリピン在住の日本人を対象とした新型コロナ・ワクチン接種の案内

【ポイント】

- 現在、当館とフィリピン政府でフィリピン在住日本人向け新型コロナ・ワクチン接種(日本国内で承認済みのワクチンを使用)を調整中です。接種を希望される方は、9月6日(月)午後2時から開設される専用サイト(本文3)から登録してください。
- 接種機会は、複数回にわたる見込みですので、フィリピン政府から日時及び場所の指定がありましたら、随時、登録された方の中から可能な限り多くの方に接種いただけるよう調整の上、個別に御案内を差し上げる予定です(先着順ではありません。)

【本文】

この度、当館とフィリピン政府との調整の結果、フィリピン在住の日本人の皆様が利用可能な新型コロナ・ワクチン接種の機会が提供される見込みとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

1 目的

新型コロナ・ワクチン接種を希望されるフィリピン在住日本人のワクチン接種支援を目的とし、日本人専用の受付・接種の機会を提供します。

2 実施時期・対象者・形式

(1) 実施形式：フィリピン政府が実施するコロナ・ワクチン接種事業に、当館、マニラ日本人会及びフィリピン日本人商工会議所が協力して日本人向けの機会を設けます。

(2) 対象者：以下の条件をすべて満たす方

ア フィリピンに在住する日本国籍保有者(登録には年齢制限を設けませんが、接種のご案内は接種対象年齢に達してからになります)

イ フィリピン政府発行のフィリピン在留資格を証明する有効な証明書を有すること

ウ これまでフィリピン国内で新型コロナのワクチン接種(日本国内未承認ワクチンを含む)を一度も受けていないこと

エ 接種当日案内される同意書及び問診票を提出できること。

(3) 実施時期：調整中ですが複数回実施される見込みです。

(4) 実施会場：今回登録いただく方がお住まいの地域を参考に、フィリピン政府と調整する予定です(登録された全ての方の居住地での実施をお約束するものではありません)。

3 登録方法・登録先

接種を希望される方は、フィリピン日本人商工会議所(<https://www.jccipi.com.ph/>)のサイト又はマニラ日本人会(<https://jami.ph/>)のサイトから登録いただけます。各登録サイトは6日午後2時以降に公表される予定です。

当館においては、登録された情報を基に迅速にフィリピン政府と調整を行います。接種日、接種会場等の詳細が決まりましたら、その時点で登録されている方の中から条件に適合する接種可能な方に御案内を差し上げる予定です(仮に順調に準備が整った場合には、来週末にも御案内する可能性があります)。

4 接種ワクチンの種類

日本政府が承認している3種類のワクチン(ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン、アストラゼネカ社製ワクチン)のいずれかが使用されます。

5 接種費用

自己負担なし。

6 ワクチン接種の登録と接種までの流れ

(1) 接種希望者本人が上記3から登録を行います。

※お一人様毎に登録願います。例：御夫妻の場合は2件の登録が必要です。

(2) フィリピン政府から日時及び場所に関する連絡があり次第、御登録いただいた情報に基づき、条件に適合する方に接種申し込み専用フォームのURLをお知らせします。

(3) 接種日当日は、身分証明書を持参の上、接種会場に赴いて接種を受けてください。

7 お願いと注意事項

(1) 他の種類のワクチンを含め、既に一回でも当地で新型コロナ・ワクチンを接種した方は対象外です。

(2) 副反応等健康被害への公的補償・民間保険

この事業は日本政府が実施する事業ではありませんので、ワクチン接種後に副反応等の健康被害が生じた場合、日本政府や大使館はいかなる責任も負うものではありません。日本人会・商工会議所についても同様です。健康被害を心配される場合は、フィリピン政府機関（フィルヘルス）に補償条件などを御確認ください。また、御自身で現在加入している保険の内容をご確認ください。なお当館では、補償証請求業務は代行できません。

また、海外の予防接種で発生した副反応等による治療費等は、日本国政府の定める健康被害救済制度は適用されません。当該制度の適用を希望される方は、一時帰国時の羽田空港又は成田空港における在留邦人向け接種を御利用ください。

(3) 新型コロナ・ワクチンの接種は強制ではありません（任意）。また、アストラゼネカ社製ワクチンについては、フィリピンでは18歳以上を対象に接種が行われておりますが、日本国内では40歳以上を対象に接種が行われていることも考慮しつつ、新型コロナ・ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について御理解いただいた上で、ワクチン接種を御判断ください。

8 Q&A、本件に関する専用窓口

そのほか、よくある質問はこちら (<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100230595.pdf>) をご覧ください。

よくある質問以外の問合せ専用窓口（電話、メール等）は、今後、早急に設置すべく準備中ですが、それまでに御質問がありましたら、メールアドレス (vaccination.philippines.japan@gmail.com) に御照会ください。暫くお時間を頂く場合がありますが、順次内容を確認させていただきます。

休日夜間の緊急連絡先電話（邦人援護ホットライン）では本件についての質問等は受け付けておりませんので、こちらへの連絡は御遠慮ください（本来の緊急連絡受付業務に差し障りが出ると判断される場合は、こちらから切らせていただく可能性があります。）。

【関連情報】

○フィリピン保健省（COVID-19 ワクチン最新情報）

<https://doh.gov.ph/>

○フィルヘルス（フィリピン健康保険公社）

<https://www.philhealth.gov.ph/>

○厚生労働省（新型コロナワクチンについて）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(在外公館窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html